

定期積金満期時における定期預金への自動預替に関する特約

令和5年5月現在

(令和5年5月1日 新設)

1. (特約の適用範囲等)

(1) この特約は、定期積金満期時における定期預金への自動預替（以下「自動満期処理」といいます。）について適用される事項を定めます。

(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」といいます。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

- ① 定期積金規定
- ② 定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定
- ③ 総合口座取引規定

2. (自動満期処理)

自動満期処理とは、定期積金（以下「この積金」といいます。）を満期日（注記1）に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額について、予め指定を受けた定期預金へ預替を行うことをいいます。

但し、約定満期日（注記2）以降に払込の遅延が解消した場合で、当該遅延等期間に応じた満期日（注記1）の繰延べがされず、約定満期日（注記2）を満期日として取扱う場合には、遅延が解消した日の翌営業日に自動満期処理が行われるものとします。

3. (取扱いの範囲)

(1) この積金の約定満期日（注記2）より前に、当金庫に自動満期処理に関する特約の申出があったものに適用します。

(2) 自動預替される定期預金は、この積金と同一名義とし、異名義への預替はできないものとします。

4. (満期日に自動満期処理が行われない場合)

(1) この積金を中途解約した場合。

この場合、自動満期処理に関する特約は解約されたものとして取扱います。

(2) この積金が総合口座扱いの場合で、満期日（注記 1）にその積金を担保とする貸越が発生している場合。

この場合、この積金の給付契約金（税引後）は、貸越が発生している口座に入金します。

なお、満期日（注記 1）が当金庫の営業日でない場合には、翌営業日での入金とします。

但し、この積金の満期日（注記 1）における自動満期処理時において、貸越額に見合う他の定期性預金を担保とすることができる場合を除きます。

(3) この積金の名義人について相続が発生したことを当金庫が知った場合。

この場合、自動満期処理に関する特約は解約されたものとして取扱います。

5.（約定満期日に自動満期処理されない場合）

この積金が、払込の遅延で約定満期日（注記 2）に満期末到来となっている場合。

6.（自動満期処理で作成される定期預金の範囲）

(1) 自動満期処理で作成される定期預金（以下「この定期預金」といいます。）は、スーパー定期預金とし、期間は自動満期処理に関する特約の申出時に選択するものとします。

(2) この定期預金の預入金額は、この積金の給付契約金（税引後）の全額とします。預入金額の他預金への預替の指定や一部金額を振替えることはできないものとします。

(3) この定期預金は、総合口座定期預金、通帳式定期預金または通帳レス総合口座定期預金で作成されるものとし、証書式定期預金での作成はできないものとします。

(4) この定期預金は、ATM 専用定期預金等作成時に条件が付与されている定期預金の取扱いはできないものとします。

(5) この定期預金の適用金利は、この積金の満期日における当金庫所定の利率とします。

7.（自動満期処理された定期積金の証書等の取扱い）

(1) この積金の給付契約金（税引後）は、予め指定を受けた定期預金へ自動預替されますので、証書式定期積金や通帳式定期積金の場合における証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書への記名押印は必要ありません。

(2) 4. (2) の場合における当金庫所定の払戻請求書への記名押印は必要ありません。

(3) 自動満期処理が行われた定期積金証書または定期積金通帳のこの定期積金にかかるものは、直ちに無効となり、証書または通帳等の取扱店への提出は必要ありません。

8.（特約の変更等）

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事

由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載、その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

注記 1. 満期日とは、実際にこの積金が満期（遅延等期間繰延べしたものを含む）となった日をいいます。

注記 2. 約定満期日とは、この積金の契約時に定められた満期日をいいます。

以上

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

R.05.03.29 リーガルチェック済